平成２１年（フ）第６１８号
静岡県伊豆市柏久保1317番地
債務者　鈴木　良子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第６２７号
静岡県駿東郡小山町竹之下2551番地　町住向方団地５号、前住所静岡県三島市鶴喰24番地の２　県営三島南団地２―102
債務者　井達　裕次（旧姓久保田）
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第６３５号
静岡県御殿場市神山平３丁目２番地の４、前住所静岡県裾野市千福799番地の２
債務者　鈴木　哲也
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第１４７号
三重県多気郡明和町大字斎宮3897番地16
債務者　八田　義文
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第２号
三重県松阪市駅部田町638―１　ベルハイツなかせ２階201号、住民票上の住所三重県志摩市浜島町迫子376番地
債務者　岡野比佐人
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第１５２４号
大阪府柏原市平野１丁目７番12号　田中住宅
債務者　小林　佑吉
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１６９７号
富田林市南大伴町１丁目13番16号
債務者　千福亜矢子（旧姓内村）
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１８５７号
大阪府富田林市富田林町８番28号
債務者　上野トシコ
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１９０７号
大阪府富田林市加太１丁目10番23号102、前住所大阪府富田林市五軒家２丁目15番２号101
債務者　細井眞有美（旧姓前川）
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１９２０号
大阪府高石市千代田５丁目20番８号　メゾン隆生105号室
債務者　星野　元芸
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第２２６号
北海道三笠市本郷町665番地９
債務者　羽馬　順子
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第２３０号
北海道三笠市清住町141番地
債務者　井手　勇史
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第２４１号
北海道岩見沢市４条東１丁目７番地１
債務者　日下ありさ（旧姓石塚）
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第８６７号
神奈川県平塚市横内3242番地の１　オーク横内１―302号
債務者　佐藤　博子
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第８７１号
神奈川県厚木市愛甲538番地１　メゾンハヤカワ101
債務者　小野　幸雄
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第８８４号
神奈川県小田原市蓮正寺125番地の９　ＪＳビル203
債務者　織田　瑞枝
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第８９４号
神奈川県平塚市袖ケ浜11番５―404号　県営袖ケ浜アパート
債務者　青田　忠之
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部